

ID: 35

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町手数料徴収条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第67号		
<p>【根拠条文】 (手数料の不還付) 第4条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日